

村の世帯・人口

昭和47年5月末日現在

総世帯数 2,179戸

人口 10,870人

男 5,458人

女 5,412人

当月の人口移動

出生 17 死亡 3

転入 90 転出 87

婚姻 29 離婚 0



はらに報広

発行所
西原村役場
電話 (098995) 2431
2582・2583

印刷所
中部印刷 K K
電話 (098937) 4464

目次

1	村議会昭和四七年度第六回臨時議会開かれる	一
2	九月定例議会終る	一
3	全村給水完了	一
4	一九七二年度徴税実績	二
5	十月に児童手当支給	三
6	国民健康保険の実施について	三
7	本村初の公害防止協定締結さる	四
8	村長に宮平吉太郎氏再選	四
9	スポーツ展望	五
(イ)	体協に新しい優勝旗	五
(ロ)	部落対抗野球に与那城チーム三連破成る	五
(ハ)	中頭夏季体育大会、回顧	五
(ニ)	米軍第七心理作戦部隊と本村の親善野球開かれる	六
(ホ)	西中女子バスケットボール奮斗記	六

昭和四七年

第六回臨時議會開かる

去る八月八日午前一〇時から、本會議場において、第六回臨時議會が開かれた。出席議員は十三人で、欠席が三人。会期は一日。

その日提出された議案は次の三件であった。①寄附採納について②昭和四七年度一般会計補正予算③人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて。

①の寄附採納の件は、原案通り可決された。これは兼久地内に橋梁を敷設する計画の予算を、同部落内にある大建商事に半額負担してもらい残りの半額を村が負担するという提案である。大建商事は指定寄附に好意的に同意しており、議会の採択により同計画の実施が決定されたことになる。当初の予算は一二〇万円、半額の六〇万円を大建商事が、残りの六〇万円を村が負担することが承

認された。なお大建商事の負担額は工事費の増減があった場合もその半額を負担することが合意されている

②の補正予算審議では、国庫補助金により、大望の給食センターの建設が、いよいよ開始される運びとなったことが注目される。③の案件では、村長より後述する四氏の人権擁護委員候補者としての推薦がなされ、異議のないことが承認された。その結果、与那嶺義孝（津花波）、大城勝治（内間）、宮里景進（棚原）、平良清仁（兼久）の四氏が人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦されることになった。大臣の委嘱によって、その資格を与えられることになる。

臨時議會は午後三時頃閉会された。

全村配水 施設完了

去った九月二日午後三時から、村役場ホールで水道課主催による全村配水施設完成記念、祝賀会が開かれた。会場には関係者約三〇〇人が出席し、村をあげての盛況なパーティーだった。

席上、宮平村長、糸数水道課長は村民の永年の望みを、ついに達成することができたと、全村給水完了の喜びの深さと、意義の大きさを強調されていた。

式は平安恒政総務課長の司会で①開式のことば：新垣正義（助役）②村長式辞：宮平吉太郎（村長）③経過報告：糸数雄介（水道課長）④来賓挨拶：平良良松（水道協会会長）大嶺永夫（企業局長）、平良幸市（県会議長）⑤感謝状並びに記念品贈呈：①金秀鉄工K・K、呉屋秀信②町田宗栄③与那城ツル④安谷屋昌夫⑤乾杯の音頭：親泊輝武（村議会議

△九月定例議會終る

予算の大巾補正

九月八日の第七回定例議會において、一般会計補正予算、水道会計補正予算、西原村農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例制定、西原村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、西原村職員定数条例の一部改正、監査委員選任等を提案し、二日間の日程で審議された。

(1) 一般会計予算においては、才入で村税、地方交付税の増額に伴ない大

巾補正がなされ、才出については保育所建設費へ、五〇二万円、農地事務の実施に伴なう農業委員の報酬、費用弁償、事務職員等の人件費が二八五万七千円、道路改修に、新部落、試験場、小那覇、嘉手苅、与那城、我謝、翁長、幸地、兼久、内間、池田、徳佐田等の十二部落で二、六九五万六千円、排水改修に、桃原と幸地の二部落で四七八万円、消防、救急業務が市町村に移管され

(2)

長)などが、ところどころなくなり、行なわれ最後に余興に移り、各字婦人会による群舞とか村体協の寸劇、宮城能、鳳師匠の舞踊等バラエティーに富んだ出し物でおそくまでに終わった。

水道の村内各部落への敷設は永年の村民の願いであり、村民の生活の利便、公衆衛生の整備という観点から村としても強力に推進してきただけに、その意義は大きい。

西原村における水道事業は昭和四十一年十一月二日認可され、その後の水道事業の着実な歩みの概略は次に見る通りである。まず事業が認可された翌年の昭和四十二年には小那覇(中部製糖 配水管設備が五七〇メートルにわたってなされた。昭和四十三年には小那覇、兼久地内の六、一四三メートルが敷設。昭和四十四年是我謝、与那城、小波津(屋部)、掛保久の九、六七五メートルに水道が敷かれ、昭和四十五年は兼久地内で六六五メートルの延長工事がなされた。昭和四十六年に入ると大幅な計画がなされ、内間、安室、桃原、小波津、呉屋、津花波、小橋川、小那覇、嘉手苅、翁長、南西石油入口横断など約一三、六四二メートルにおよぶ配水管設備が実施された。この時点で給水人口は約六、八八五人となり、水道の普及率は六三、八二%の状況であった。昭和四十七年に入ると、復帰(五月一日)までに全村給水を達成するという計画のもとに、急ピッチの施行がなされ、池田、徳佐田、棚原、上原、幸地などの地域、約一三、五八五メートルの配水管設備がなされ、その結果、ほとんど一〇〇%に近い配水管設備が完了した。その上、村内各部落に延べ三七カ所におよぶ消火栓が設備されており、火事などの非常時の際、消火作業に大きく貢献するものと村民を初め関係者は心から喜んでゐる。



にぎわう全村給水完了パーティー

※七二年度・村税徴収実績まとめ

この程七二年度村税徴収実績(七二年五月十三日現在)がまとまりました。これを前年度と比較しますと前年度税金総額一、〇二二ドル五四セントで、徴収率九七、九九パーセントに対し、七二年度では一八〇、三六二ドル九〇セントで徴収率九六、二七パーセントとなります。それからしますと税金面で、ほぼ六九、三四〇ドル三六セントの増収となり、事業税を除く各科目とも、全般的に伸びました。特に不動産取得税におけるエッソの不動産取得分六五、〇八七ドル一〇セントの増加が大きい。しかし反面徴収率において一、七二パーセントも落ちたことは

残念なことです。

前年度と比較してみると村民税において、七一年度三、五〇二ドル三五セントに対し、七二年度は二六、二六八ドル六五セント、固定資産税六三、五九六ドル一九セントに対し六七、二八八ドル六五セント、事業税については一八、九八九ドル一セントに対し二、五五二ドル九セント不動産取得税については四、三九七ドル六六セントに対し七二、二三七ドル六五セント、軽自動車税については二、五三七ドル三三セントに対し三、〇一五ドル九五セントとなっており、各字別の徴収状況は次の通りとなっています。

1972年度、村税総合、字別徴収成績表 (1972年5月13日現在)

部 落 名	調 定 額	人 員	収入済額	徴 収 率
幸 地	\$ 2,610.38	968	\$ 2,601.68	(%) 99.66
棚 原	2,062.40	802	2,060.70	99.91
徳 佐 田	826.13	269	826.13	100
森 川	509.22	176	509.22	"
千 原	171.69	66	171.69	"
上 原	1,433.10	460	1,354.50	94.51
翁 長	2,033.90	746	1,921.10	94.45
呉 屋	752.95	214	740.45	98.34
津 花 波	1,202.46	315	1,171.56	97.43
小 橋 川	861.85	330	861.25	99.93
内 間	1,099.37	389	816.92	74.30
掛 保 久	413.45	148	409.05	98.93
崎 原	819.12	212	819.12	100
嘉 手 苅	751.00	253	724.70	96.49
仲 伊 保	1,182.05	424	1,118.65	94.63
伊 保 之 浜	981.55	353	912.85	93.00
小 那 覇	3,873.60	1,197	3,579.10	92.39
兼 久	2,235.65	773	1,399.60	62.60
与 那 城	833.63	262	826.88	99.19
我 謝	2,805.44	1,026	2,792.04	99.52
安 桃	614.95	234	614.95	100
池 原 田	577.65	196	570.15	98.70
小 波 津 他	642.80	263	642.80	100
村 計	1,958.90	662	1,933.40	98.69
法 人 計	1,171.41	163	747.41	63.80
村 外 計	32,424.65	1,0901	30,125.90	92.91
特 別 徴 収	13,659.63	114	136,224.91	99.68
現 年 度 分 計	1,655.14	1,300	1,120.64	67.70
過 年 度 分 計	14,357.14	921	12,508.55	87.12
滞 納 繰 越 分 計	185,096.56	13,236	179,980.00	97.23
合 計	2,252.41	0	0	0
	2,252.41	1,076	382.90	17.00
	187,348.97	14,312	180,362.90	96.27

※一〇月に児童手当支給

家庭生活の安定と幸福をはかり、次代の社会を、にう児童の健全育成、資質の向上を目的として、児童手当制度がしられました。

この制度は児童福祉事業の一環として国・都道府県・市町村と事業主が費用を持ちあい、児童を養育する人に児童手当を支給し、児童が心身ともに、すこやかに成長することを助長するものです。

八月二〇日現在で 本村における

児童手当支給の該当者は、三六五世帯、算定児童数は五〇六人となっています。

初の手当支給は、一〇月に予定されており、五月から九月までの五ヶ月分、総額約七五〇万円の支給額となっています。

その後、児童手当の支給は、毎年二月、六月、一〇月の三回に分けてそれぞれ前月までの四カ月分を定期的に支払うこととなります。

●国民健康保険の実施について

国民皆保険を目指して本村でも国民健康保険制度が、近々実施されますが、現在その準備に多忙をきわめている。

この制度は、まだどの医療保険に

も加入していない人達を対象とし、病氣やケガで治療を受けた時、その治療費を補ったり、お産や葬祭などの費用に補助を与えたりする制度です。

国民健康保険の実施については、沖縄県一斉に実施するのではなく、当初第一陣として実施する市町村は今帰仁村、本部町、名護市、金武村、コザ市、北中城村、西原村、浦添市、那覇市、知念村、佐敷村、与那原町、大里村、南風原村などの十四カ市町村となっている。本村では一〇月実施を予定しているが、遅くとも来年の一月までには実施する方針です。

本村の場合、国民健康保険を受けるべき人は、世帯にして約一、一〇〇世帯、人数にして、約四千五〇〇人となっております。八月末現在で村役場厚生課に受け付を終った人は約六五〇世帯の二、五〇〇人で、全体の約五六％にすぎません。

厚生課では九月いっぱい、受付を行なう予定にしております、まだ受け付を終っていない、保険の対象者は早目に届け出るよう、厚生課では呼びかけております。

一日も早く、村民すべてが安心して働き、生活ができるように国民健康保険制度の施行が望まれています。そのためには村民の一人一人の積極的な協力が必要といえましょう。

◆本村初の公害防止協定締結さる

本村では去る八月一四日 小那覇

部落地内に建設予定の東洋電子工業株式会社（代表垣花義勇）と沖縄における初の公害防止協定を締結した

この防止協定は企画課を中心に作成していたもので、村としては今後村内に新たに建設される、すべての企業と同様の公害防止協定を結び、公害の予防、対策を強化して行く方針である。また既設の企業とも、今後、折衝し同様の協定を結び、村の公害防止を強力に実施して行くかまえてある。

今回、東洋電子と結ばれた協定は全六ページからなり、その内容は公害防止協定書が全九条（二ページ）公害防止対策書が六項と別表（四ページ）からなっている。次に述べるのは、その協定の骨子。

公害防止協定書の大きな特徴は①企業側の公害防止施設の整備、拡充を義務づけたこと②公害防止対策のコントロールの主導権を村当局にゆだねている点である。同協定書の中で村当局は企業側に対し、①公害が発生しないような対策の強化②対策したにもかかわらず公害が現に発生している場合、村当局による操業の停止、工場への立入検査③被害者への損害保障義務④村の環境整備に対する協力などを強力に義務づけて

ている。

そして具体的な公害防止対策は、別添の「公害防止対策書」をもうけその中で六項にわたって詳しく規定している。第一項：大気汚染対策、第二項：臭気対策、第三項：騒音振動対策、第四項：廃水対策、第五項：災害防止対策、第六項：公災害防止管理体制などにおいて企業が誠意をもって実践すべき義務が規定されている。また、別表の公害規制基準は住民の健康及び生活環境が安全に管理されるように、燃料の良質化、亜硫酸ガス、粉塵などの規制基準の強化、騒音の防止、水の汚染防止等が規定されている。さらに村当局は企業に対し、大気汚染、臭気、騒音振動、廃水の状況を常時調査測定し、村長の要請に応じて、いつでも報告すべき義務を与え、公災害防止の管理の維持強化を図っている。

村としては、今後、何が村発展につながる企業であるかを厳しく審査し、さらに認可する際に、今回同様の協定を結び、村の環境保全、緑化の推進がまたげられることのないよう 充分な対策を講ずる方針であり、東洋電子工業との、初の協定はその方針の第一歩をかざる意義あるものといえる。

◆宮平吉太郎氏村長に再選



西原村長
選挙は投票
を待たずし
て現村長の
宮平吉太郎

氏が再選された。

選挙が告示した九月一〇～十一日（二日間）の立候補届出期間に入る

と同時に現村長の宮平氏が立候補したが、対立候補が出なかったので同月十七日の投票日を待たずに宮平氏の当選が確定した。

宮平村長は、圧倒的な住民の支持を心から喜びこれで自分の政治的課題に専心して取り組んで行けるとし、村政への強い自信を新たにしてい

いる。

宮平村長は、当選の喜びと共に村政の基本方針を次のように語られた。

村政の基本方針

私は村民各位の絶大なる御支援、御協力を待まして二期連続当選の栄を賜りましたことにに対し、深く感謝申し上げると共に発展途にある本村の行政執行者としての重責を痛感し、再選された以上は村民の期待に添うべく明るい豊かな平和な村づくりのため次の基本方針に則り村政を執行してゆく所存であります。

一、学校教育施設整備について

学校教育は近代社会のすべての根元であるが祖国復帰は実現したものの、教育施設は本土との格差が著るしく、村長就任以来幼稚園舎をはじめ、小中学校の校舎、体育館、運動場の拡張等村財政の許す限り配慮したつもりであります。現年度予算においても校舎建設は勿論、給食センターの建設と多額の対応費を予算計上しており今後も学校教育施設の整備については、積極的に推進し、児童生徒の学力、体位向上を図り、健全な社会人の基礎づくり而努力する。

二、道路排水整備について

道路については、生活水準の向上に伴ない交通機関が急激に発達し、交通量は急増し、交通事故も増加の傾向にあり、住民の利便を図り、道路の新設、改良はもとより、交通安全対策施設を設置し、事故から人命を守り、歩道に街路樹を植え付け、生活環境を美化し、排水についても過去に水害防止のため多額の費用を投じ重点的に工事を執行して参りましたが、今後も排水事情の悪化を解消するため専門的な知識技術を導入し、幹線排水路の抜本的改修を図り、産業基盤の整備拡充を計画的に執行してゆきたいと思う。

三、公害対策について

近年企業公害がクローズアップさ



平安体協長と寄贈された優勝旗

れてきましたが、公害の未然防止態勢を確立し、企業立地については、公害防止条例、公害防止協定、公害測定器の購入、職員の設定等配慮すると同じに、充分調査研究させ、公害企業排除のため、選択的立地を全的に採用していきたい。

四、都市計画について

都市計画については、人間を最優

先し、住みよい、静かな村づくりのため、公共施設の整備は勿論無秩序な土地造成等を大中に規制し、モーター等風俗営業に対しても本村での建設を認めず、犯罪の防止に努め、自然環境の保全、財政の強化を図り人間と自然が調和のとれた生活環境を確立するため邁進したいと思います。

スポーツ展望

体協に新しい優勝旗

西原砂販売、崎原盛徳氏

村体協に優勝旗を寄贈

西原村体協（会長平安恒政）では昨年の村民体育大会において、陸上男子の部に字我謝チームが四年連続優勝を達成、その結果優勝旗を永久獲得されるという快挙に会いました

そこで村体協は次回の大会までに新しい優勝旗を作る必要にせまられました。さっそく役員会を開いて話し合いを持ったのですが、村体協の限られた予算では、年間行事に当てるだけが精一杯で、優勝旗の購入はとてい不可能という結論がでて、困りはてていました。結局有志の方の協力を仰ぐ、ということになりました

崎原出身で西原砂販売を経営なさっている崎原盛徳氏に寄贈願いをしました所、崎原氏は「村のスポーツ振興に役立つことであれば喜んで御協力しましょう」と心良い返事を下さいました。

崎原氏の御協力によって、このほど写真のようなすばらしい優勝旗が出来あがりました。氏のご好意に対し役員一同心から感謝を申し上げると共に、今後とも一層、村民のスポーツ振興に努力したいと固い決意である。

部落対抗野球で

与那城チーム三連破成る

去る七月三〇日、八月六日の両日にわたって村体協主催による各字対抗野球大会が開かれた。参加チームは例年にない盛況をきわめ十五チームにおよんだ。

延べ十四試合の激戦が展開され、見事に栄冠に輝いたのは与那城チーム。同チームはこれで三連破を達成し、晴れの優勝旗は字与那城の所有となった。結果は次の通り。

優勝：与那城、準優勝：幸地
三位：内間、上原

なお、優勝チームを中心とした選抜メンバーは八月十九～二十日に行なわれた中頭大会に派遣された。

中頭郡夏季 体育大会回顧

去る八月十九、二十日の両日、中頭郡体育協会の主催による中頭郡夏季体育大会が開かれた。

西原村はバレーボールに男女、バスケットボールに男女、女子ソフトボール、野球、卓球、庭球に八〇余名におよぶ多数の選手を派遣した。

各会場において熱戦が展開され、西原勢も大いに気をはいた。競技の結果、見事入賞を果たした種目は次の通り。

- ・女子バスケットボール：三位
- ・女子ソフトボール：二位
- ・庭球女子個人戦：二位

（城間美代子、呉屋光子組）

今度の大会に村体協はソフトボール、庭球に初めて参加派遣を行なうなど村のスポーツ振興に積極的な姿勢を見せている。村の健全なスポーツの振興によって青少年の健全育成に貢献し、同時に村民の生活に活力を与えるようなスポーツの興隆が大いに期待されている。

米軍第七心理作戦部隊と 西原村の親善野球

八月五日、午前一〇時から、晴れわたった西原中グラウンドにおいて、日米野球決戦の地方版、西原村選抜対米軍第七心理作戦部隊の対戦が行なわれました。

試合に際し、西原村は精鋭をつくり、そろいのユニフォームで、ぴしやりとそなえ、米軍の方は、対象的に軽い運動着とリラックスマードであった。

いよいよプレーボール。当初から激しくのぞんだ西原に負けるはずはなく、九対四のスコアで終始圧倒し堂々の勝利をかざった。米軍の選

手の面々も本場のお株をうばわれ、西原村の強さに舌をまいたようす。

いかにも、「我々が、これまで協力してきたおかげかな」と納得気味、かくて親善の目的は立派に果され、午後一時ごろ試合は終わった。



西中女子バスケットボール奮闘記

西原中学校（東恩納徳友校長）女子バスケットボールチームは去った七月一日、二日に行なわれたコザ地区排竜球大会で準優勝をかざり、晴れの中央大会（宮古島で開催）出場権を獲得した。

西中チームはコザ地区大会では予選三試合を勝ち抜き、決勝戦では惜しくもコザ中に負けたものの、その善戦は久びきの快挙で、村民も大いに拍手にわいた。

上げ潮のムードにのって、中央大会への選手の派遣が決定された。さっそく学校のPTAを始め、村民の派遣支援カンパが積極的に展開されその協力の下に、西中女子バスケットチームは、宮古島、平良市における全沖縄バスケットボール中央大会に参加した。

女子バスケットは、全島から十三チームが勝ち抜いてきた強豪ぞろいだった。西中の第一戦は強敵安慶名中。

このチームは昨年十二月行なわれた全島新人戦の準決勝では西中が勝ったが去る三月の全島中学校バスケットボール選手権大会では、逆に西中が負けるなどの因縁の深い相手でそれだけに打倒、安慶名に燃える選手の手は一段と激しいものがあった。

試合は追いつ追われつの激戦を展開し、両チームとも全力を出しきりすばらしいゲームをみせた。戦い終った時に西中チームは、見事に打倒安慶名中を果し、スコアの四四対四二が激しい戦いの後を物語っていた。休む間もなく、本部中との第二戦にのぞんだ西中チームは、第一戦の疲れがとれないためか、四七対二七で健闘むなしく負けた。

引率した比嘉盛勝教諭は「負けたのは悔しいが、選手はみんな力を出し切り、強敵安慶名中も破ったので悔はないようだった。良くやってくれたと思う」と話しておられた。

それでも翌日の準決勝、決勝戦を観戦している選手たちの間では「もう一度戦ったら負けないわね」と尽きない斗志の「たんをのぞかししていた」という。

選手は十七人中、十五人が三年生で卒業を迎える彼女たちにとって、これ以上の想い出はないだろうし、彼女たちが厳しい練習、試合から学びとった数々の体験は、将来に大きくプラスになるにちがいない。

比嘉教諭は「参加するからには勝て//」をモットーに指導につとめ、そのために「日頃の練習で泣け//」と厳しい練習に耐え、規律を尊ぶ生徒の育成に助力して来たと話しておられた。教諭はさらに「今度の全島大会に参加できたのは、選手が良く頑張ったということもあるが、父兄はじめ村民の暖かい理解と協力が日頃からあったからです。心から選手と共に感謝にたえません」と話された。

今度の西中女子バスケットチームの中央大会参加が選手たちに与えた影響は、はかり知れず、加えて、学校における他のクラブ活動、部活動に良い刺激を与え「よし、この次は僕達が」。私たちが」と新たな活気呼び起こしてくれたと、東恩納校長はじめ職員も大いに今回の女子バスケットチームの奮闘に拍手を送っている。



西中女子バスケットチーム